

< 変更の内容 >

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は鳥居薬品株式会社と称し、英文では TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を<u>行なう</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品，医薬部外品，化粧品，<u>医療用具</u>，試薬，食品添加物，飼料及び飼料添加物，農薬及び工業薬品の製造，販売<u>並びに</u>輸出入 2. 計量器の販売 3. 不動産の売買，賃貸借<u>及び</u>管理 4. 生命保険の募集に関する業務<u>及び</u>損害保険代理店業務<u>並びに</u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 5. 倉庫営業 6. 貨物運送取扱事業 7. 前各号に附帯し<u>又は</u>関連する事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は<u>、</u>鳥居薬品株式会社と称し、英文では TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は<u>、</u>次の事業を<u>行う</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品，医薬部外品，化粧品，<u>医療機器</u>，試薬，食品添加物，飼料<u>および</u>飼料添加物，農薬<u>および</u>工業薬品の製造，販売<u>ならびに</u>輸出入 2. (現行どおり) 3. 不動産の売買，賃貸借<u>および</u>管理 4. 生命保険の募集に関する業務<u>および</u>損害保険代理店業務<u>ならびに</u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 5. (現行どおり) 6. 貨物利用運送事業 7. 前各号に附帯し<u>または</u>関連する事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は<u>、</u>本店を東京都中央区に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は東京都において <u>発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 5,400 万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 5 条の 2 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の <u>決議をもって自己株式を買い受け ることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発 行)</p> <p>第 5 条の 3 当社は 100 株をもって株式 <u>の 1 単元とする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役 <u>のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に 掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u> 5,400 万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条の 2 当社は、株式に係る株券を <u>発行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、前項にかかわらず、本 定款に定める単元株式数に満たない 数の株式(以下、「単元未満株式」と いう。)に係る株券を発行しない。た だし、株式取扱規則に定めるところ についてはこの限りではない。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項 の規定により取締役会の決議によ って自己の株式を取得すること ができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株と する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削る)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
<p>(基準日)</p> <p><u>第6条 当社は毎営業年度末日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告し一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</u></p>	<p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 7 条 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第 8 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、<u>実質株主通知の受理その他株式に関する手續及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(<u>外国株主等の届出</u>)</p> <p>第 9 条 外国居住の株主、登録質権者又はその法定代理人は、<u>日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内に通知を受くべき場所を定めて当社の名義書換代理人に届出なければならない。</u></p> <p>その変更があったときもまた同様とする。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する<u>取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(<u>削る</u>)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会招集の時期)</p> <p>第 10 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(総会の招集者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の決議)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は法令<u>又はこの定款で特に規定する場合のほか</u> ,出席した株主の議決権の過半数による。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は ,<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し ,その議決権の 3 分の 2 以上による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は議決権のある他の株主に<u>委任して</u>その議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 14 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。</p> <p>(取締役の選任決議の方法)</p> <p>第 15 条 取締役は株主総会において選任し ,<u>その選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し ,その議決権の過半数によるものとする。ただし取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は ,<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き</u> ,出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は ,<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し ,その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は ,<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として</u> ,その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は代理権を証明する書面を ,株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は , 3 名以上とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は ,<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>— <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>— <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
(取締役の任期) 第 16 条 <u>取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>	(取締役の任期) 第 20 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第 17 条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定める。</u> 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> — <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を置くことができる。</u>
(取締役会の招集通知) 第 18 条 <u>取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対し会日から 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(取締役会の招集通知) 第 22 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第 23 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規定)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会に関しては取締役会で定める取締役会規定による。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 21 条 <u>当社の監査役は 3 名以上とする。</u></p> <p>(監査役の選任決議の方法)</p> <p>第 22 条 <u>監査役は株主総会において選任し、その選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 23 条 <u>監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p>(取締役会規定)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 26 条 <u>当社の監査役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 27 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>— 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 24 条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>監査役会を招集するには各監査役に対し会日から 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 26 条 <u>監査役会に関しては監査役会で定める監査役会規定による。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 27 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 28 条 <u>営業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とし、決算は営業年度の末日に行なう。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 29 条 <u>利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 <u>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として期末配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">— 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>

